

船舶事故調査報告書

令和2年7月22日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	被引浮体搭乗者負傷
発生日時	令和元年8月26日 14時30分ごろ
発生場所	滋賀県高島市今津町 ^{はまぶん} 浜分東方沖（琵琶湖北西部） 今津中学校四等三角点から真方位052° 1,670m付近 （概位 北緯35° 25.4′ 東経136° 02.8′）
事故の概要	水上オートバイ ^{ラム} LAMは、トーイングチューブをえい航して遊走中、浮体の搭乗者が落水して負傷した。
事故調査の経過	令和元年9月3日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	水上オートバイ LAM、0.1トン
船舶番号、船舶所有者等	250-54245大阪、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、特殊小型 搭乗者A
負傷者	重傷 1人（搭乗者A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 2、視界 良好 水象：湖上 平穏
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、搭乗者Aが乗ったトーイングチューブ（以下「本件浮体」という。）をえい航しようとして発進したところ、搭乗者Aが、左手で本件浮体の取っ手をつかんでいたものの、身体を支えることができなくなり、落水した。 搭乗者Aは、病院に搬送され、左上腕部骨格部骨折と診断された。 船長及び搭乗者Aは、本事故当時、共に救命胴衣を着用していた。
分析	本船は、本件浮体をえい航して発進し、搭乗者Aが本件浮体から落水して負傷したものと考えられるが、船長から情報が十分に得られなかったため、本船の運航状況及び搭乗者Aが落水するに至った状況を明らかにすることはできなかった。
原因	本事故は、本船が、本件浮体をえい航して発進し、搭乗者Aが本件浮体から落水したことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・トーイングチューブをえい航して発進する場合は、搭乗者が落水しないよう徐々に増速すること。 ・トーイングチューブをえい航して遊走する場合は、常時、搭乗者の状況を確認すること。